

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第七号

一三、〇四二	一〇、九八一
四七七、六四三	五八一、八一五
四四、三六二	一〇、五六〇
二、四七三	一三三、五六〇
六一、七二五	一〇、二一五
二〇、九四五	七、一八八
四九、〇八五	一八、二八七
一五四、〇七一	九、三三四
七六、八八一	八、〇一〇
一一一、三一〇	二六九、五二〇
一四六、八六二	九九、四五六
五六、六〇六	二二八、五九六
二一、一四二	二六九、五九六
六四、一〇一	二二八、五九六
一三三、三九〇	一、七六一
二三七、四七五	一、九〇一
七七、九〇三	八、〇一〇
一三三、六七〇	九、三三四
六七八	一五七、三九〇
五、四八一	八一五
八、七五九	一、五〇一
一三三、一五五	一四一、一六七
一三三、一八一	二、四六一
一四一、一六七	七七、六五六
六、八七八	三三六、七三六
五、七四七	一八、二八七
八一五	一、七六一

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十三条第二項第三号の規定に基づき、平成十一年十二月農林水産省、厚生労働省、通商産業省告示第十九号(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣	麻生	太郎
厚生労働大臣	田村	憲久
農林水産大臣	林	芳正
経済産業大臣	茂木	敏充
環境大臣	石原	伸晃

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。)第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「八三、九五八」を「九〇、一二三」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「七〇、五〇四」を「八四、八一六」に改める。

○環境省告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十二条第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量(平成八年十二月通商産業省告示第三号)の一部を

次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣	茂木
環境大臣	石原
	伸晃

表中

四五八、一九九	一六、九一二	四九九、五九九	七九、九四五	一五、三四八	二八、一八八	五四、二五二	二四七、七一七	五一七	二三、九六一	四一、四七七	二四二、一一六	一四一、一六七	一五七、三九〇	一三三、三九〇	二六六、四五七	二三二、五八三	一三三、七三〇	一六、九一二	四五八、一九九
---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	-----	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------

を

五六六、六三三	二三、七八二	五一七、一六一	二六六、四五七	一二八、九八二	二三、七〇八	一一八、四〇五	二八、一八八	二二、七一七	五四、二五二	四四、一七〇	二四、七四八								
---------	--------	---------	---------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。

